

オンライン特定保健指導業務委託仕様書

1 業務名

オンライン特定保健指導業務

2 業務の目的

高齢者の医療の確保に関する法律（令和5年6月9日改正法律第48号）に基づき松前町（以下「発注者」という。）が行う特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診した結果、特定保健指導の対象となった者（以下「対象者」という。）に対して行う特定保健指導について、スマートフォン等ICT機器（以下「ICT機器」という。）を活用し、時間や場所等による制限を受けず特定保健指導を利用できるようにすることで、町民が生活習慣を見直すことによる健康増進を図るものとする。

3 対象者

特定保健指導の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 松前町国民健康保険（以下「国保」という。）の資格を有する者
- (2) 令和7年度に特定健診を受診した者であって、標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に定める階層化の結果、特定保健指導の対象に該当した者
- (3) 糖尿病等生活習慣病に係る服薬をしており、医療機関において医学的管理を受けている者を除くもの

4 実施期間

実施期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、令和8年3月31日までに初回面接を実施した場合であって、その実績評価が令和8年3月31日以降になる場合は、実績評価終了までの期間を実施期間とする。

5 業務内容

(1) 特定保健指導支援プログラムの作成及び実施

受注者は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成29年改正厚生労働省告示第267号、以下「実施基準」という。）」、「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」及び下表に基づき、特定保健指導業務を実施するものとする。

	動機付け支援	積極的支援
案内	対象者への案内は、発注者が行う。なお、案内は、特定保健指導の対象となった旨を記載した通知文書及び予約方法を記載した案内を送付することで行う。	
申込受付	受注者は、対象者からの面談の予約受付を行うこと。また、予約受付後、発注者に資格確認のための連絡を行う。	
健診結果の取得	健診結果(検査及び質問票結果)は、健診機関が作成したものを受診者から提供を受ける、または特定保健指導利用券に記載されたデータを活用すること。なお、いずれの方法でも、健診結果の取得が困難である場合は、発注者に相談の上、発注者が指定する方法で、必要な健診結果を提供するものとする。	

初回面接	初回面談は1人当たり30分以上の個別支援を行うこと。初回面接時の支援の内容は、受診者が自らの健康状態及び改善すべき生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができるものであること。	
プログラムの作成	次の項目について明記した具体的な支援プログラムを作成すること。 ア 初回の面接による支援から、3カ月以上経過後の評価のスケジュール イ 支援形態(個別支援、グループ支援、電話、電子メール等)及び支援時間 ウ 支援内容 エ 支援教材、学習教材 オ 保健指導実施者の職種と人数	
支援計画の作成	初回面接において、受診者が選択した具体的に実践可能な行動目標・行動計画を、受診者が継続できるよう、必要な介入及び支援等内容を取りまとめた計画書を作成する。 ※積極的支援については、支援計画のポイントが、別表「ポイント一覧」に記載の評価方法で合計180ポイント以上になるよう計画すること	
支援期間	初回の面接後3カ月以上経過後に評価を行う。	初回の面接後、3カ月以上の継続的な支援を行い、3カ月以上経過後に評価を行う。
実施・評価	特定健診の結果及び運動習慣、食習慣、喫煙習慣、その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接または通信等による支援及び実績評価を行う。なお、初回面談を実施した者で、不通等受診者の都合でから評価結果データが得られないために終了評価ができない場合は、利用者に対し3回以上の督促等の実施記録をもって支援終了とみなす。 ※積極的支援については、保健指導の量を別表「ポイント一覧」に記載の評価方法で、合計180ポイント以上獲得することを最低条件とする。	
脱落者の認定	初回面接による支援終了後、3カ月を経過しない期間において利用者から特定保健指導を辞退する申出があった者、国保の資格を特定健診受診日以前に遡って喪失した者及び松前町外に転出したことで国保の資格を喪失した者については、脱落者として受注者から発注者及び利用者へ脱落者認定の通知を行う。 ※積極的支援においては、最終利用日から2カ月以上未利用の場合で、受注者から発注者及び受診者に脱落認定の通知を行った後、2週間以内に利用者から再開依頼がなければ、脱落者とする。	
その他	保健指導区分が2年連続で積極的支援に該当した者のうち、1年目に積極的支援を実施し、1年目に比べ2年目の健診結果が下記基準の通り改善している者について、2年目は「動機付け支援相当」として、動機付け支援を実施した場合でも特定保健指導を実施したとみなすこととする。ただし、利用者や特定保健指導実施機関の事情・状況により、積極的支援として実施することも可能とする。なお、「改善している」と判断する基準は次のとおりとする。 ア BMI < 30の場合 腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者 イ BMI > 30の場合 腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者	

ポイント一覧

評価	内容	ポイント
アウトカム評価	腹囲2.0cm以上減かつ体重2.0kg以上減または、当該年度の健診時の体重の値に0.024を乗じた体重(kg)以上減かつ体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上減	180p
	腹囲1.0cm以上減かつ体重1.0kg以上減	20p
	食生活の改善	20p
	運動習慣の改善	20p
	喫煙習慣の改善（禁煙）	30p
	休養習慣の改善	20p
	その他の生活習慣の改善	20p
プロセス評価	個別支援（1回当たり10分間以上）	1回当たり70p
	グループ支援（1回当たり40分間以上）	1回当たり70p
	電話支援（1回当たり5分間以上）	1回当たり30p
	電子メール・チャット等支援	1往復当たり30p
	健診当日の初回面接	20p
	健診後1週間以内の初回面接	10p

ア 初回面談

- (ア) 初回面談は、オンライン方式により実施すること。ただし、対象者が対面式による面談を希望する場合であって、受注者が委託料の範囲内で実施が可能である場合は、オンライン面談に代えて対面式による初回面談の実施を可とする。
- (イ) オンライン面談は、実施期間中毎日実施できる体制を整備すること。また、各日9時30分から20時00分までを含む時間の内、対象者が希望した時間で特定保健指導を受診できるよう、体制を整備すること。
- (ウ) オンライン面談に代えて対面式による面談を実施する場合は、対象者と受注者で実施日時及び実施場所を決定するし、発注者に報告すること。

イ 資格要件の確認

受注者は、初回面接時、継続的な支援時及び実績評価時において、対象者が第3条の規定に該当することを口頭等により確認すること。なお、対象者が第3条の規定に該当しなくなったことが判明した者への支援の継続については、発注者と受注者が別途協議の上、支援の継続又は中止を定めることとする。

ウ 脱落者の認定

対象者より支援中断の意思がないものの、支援中に心身の状態が悪化していると懸念される場合は、発注者と受注者が別途協議の上、対応を定めることとする。

エ 特定保健指導の従事者

厚生労働省の示した「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（以下「プログラム」という。）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（以

下「手引き」という。)に規定に基づき、食生活・運動に関する受診者の支援計画に基づく実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の他、食生活、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者(一定の保健指導の実務経験のある看護師も含む)が実施すること。また、原則、初回面接から実績評価まで専任者による特定保健指導のプログラムを提供できること。

オ 利用券番号の発番

特定保健指導支援計画及び実施報告等の提出に必要な特定保健指導の利用券番号は、発注者が発番し受注者に通知する。なお、通知方法は、受注者と協議の上決定する。

(2) 申込受付業務

受注者は、電話及びインターネットにより特定保健指導の申込受付を行うこと。なお、インターネットによる申込受付は、申込受付システムのメンテナンス等特別な事情を除き、24時間受付が可能であること。

(3) 電話勧奨業務

ア 発注者が指定した対象者に対して、電話にて特定保健指導の利用勧奨をすること。なお、留守番電話サービスに繋がった場合、または10コール程度呼び出しても不通であった場合は、日時を変えて再架電すること。なお、対象者の電話番号は発注者が指定する方法で、受注者に提供する。

イ 同一の対象者に対して3回以上架電をしても不通だった場合は、当該対象者への電話勧奨を終了すること。

(4) 中間報告

特定保健指導の実施率の向上を目的に、令和7年12月27日までに1回程度、オンライン、または対面による中間報告を行うこと。なお、オンライン会議に必要な設定(ZOOM設定等)及び調整会議の議事録の作成は、受注者が行うこととする。

(5) 受診率向上及び生活習慣改善の工夫

受注者は、特定保健指導の分割実施、訪問面談またはウェアラブル端末の利用等特定保健指導の受診率向上及び対象者の生活習慣の改善に寄与すると認められる業務の実施または物品の使用等について、委託料の範囲内において実施すること。

6 委託料の支払方法

(1) 委託料の算定

各支援段階及び電話勧奨に係る一人あたりの委託料の単価は、次のとおりとする。なお、計算に使用する委託料の単価は、いずれも消費税を抜いた額とする。

ア 動機付け支援

(ア) 初回面談

動機付け支援に係る全体の委託料の単価(以下「動機付け支援単価」という。)に80%を乗じた金額とする。ただし、動機付け支援単価に、初回面談時から使用するものであって、対象者に譲渡する物品に係る単価(以下「物品購入単価」という。)が含まれる場合は、動機付け支援単価から物品購入単価を控除した単価に80%を乗じた金額と物品購入単価の合計とする。

(イ) 実績評価

動機付け支援単価から(ア)で計算した金額を差引いた金額とする。

イ 積極的支援

(ア) 初回面談

積極的支援に係る全体の委託料の単価（以下「積極的支援単価」という。）に40%を乗じた金額とする。ただし、当該単価に物品購入単価が含まれる場合は、当該単価から物品購入単価を控除した単価に40%を乗じた金額と物品購入単価の合計とする。

(イ) 継続的な支援

積極的支援単価の50%を乗じた金額に、支援計画のポイントに対する獲得したポイントの割合を乗じた金額とする。ただし、積極的支援単価に物品購入単価が含まれる場合は、積極的支援単価から物品購入単価を控除した単価に50%を乗じた金額とする。なお、獲得したポイントが支援計画のポイントを上回る場合は、支援計画のポイントに対する獲得したポイントの割合に代えて、1を乗じるものとする。

(ウ) 実績評価

全体の委託料の単価から、(ア)及び(イ)で計算した金額を差引いた額とする。

ウ 電話勧奨

電話勧奨に係る一人当たり委託料は、電話勧奨の結果に関わらず、次のいずれかを満たした場合に支払うものとする。

(ア) 架電により電話がつながった又は不通であったが対象者から折り返しの電話があった場合であって、対象者に対して特定保健指導の受診勧奨ができた場合

(イ) 3回以上架電しても対象者につながらない場合

(2) 委託料の請求

ア 毎月月末締めとし、翌月末日までに請求すること。

イ 初回面接に係る委託料は、初回面接終了後に請求すること。

ウ 電話勧奨に係る委託料は、前号ウの条件を満たした後に請求すること。

ウ その他の委託料は、実績評価終了後又は脱落認定の通知後に請求すること。

エ 請求にあたっては、利用者ごとに委託料の内訳が分かる明細書、特定保健指導支援計画及び実施状況（体重や腹囲等の変化、行動目標の達成率、対象者ごとの支援概要等）がわかる進捗票（Excelデータ）及び厚生労働省が定める電子的標準様式で作成したXMLデータ（CD-R）及び電話勧奨の記録（Excelデータ）を添付すること。

(3) 発注者は、前項による請求が適正であると認めたときは、30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

7 成果物

(1) 実績報告

毎月及び利用者の指導が全て終了したのちに、事業全体の実施状況が分かる報告書を作成し提出すること。報告項目については、発注者と協議の上、決定すること。

(2) アンケートの報告

指導終了後に、受診者にアンケート調査を実施し、集計したものを発注者に提出すること。

なお、アンケート調査の内容は、発注者と協議の上、決定すること。

8 その他

(1) 個人情報について

健診結果等個人情報の受け渡しについては、発注者と受注者の協議の上、適切な方法により行うこととする。なお、契約終了後は、発注者が提供した個人情報は消去し、報告書を提出すること。

(2) 安全管理や緊急時の対応

事業の実施に当たっては、安全管理に十分留意し、受診者に運動の指導等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。また、緊急時には速やかに対応できるような体制を確保すること。

(3) 事故発生時等の連絡

事業を実施する上で、事故が発生した場合や苦情が寄せられた場合は、速やかに発注者に報告すること。また、その記録（事故の場合は再発防止策を含む）を作成し、発注者に提出すること。

(4) 業務実施に係る経費は、全て受注者の負担とする。

(5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、別途発注者と受注者が協議の上、決定する。